

裁判所法の一部を改正する法律の概要

立法の目的

法曹人材確保の充実・強化の推進等を図るため、司法修習生に対し、修習給付金を支給する制度の創設等を行う必要がある。

法律の概要

1 修習給付金の支給等(第67条の2及び3関係)

司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、以下の修習給付金を支給するものとする。

(種類)

- ① 基本給付金(一律支給)
- ② 住居給付金(住宅を借り受け、家賃を支払っている場合)
- ③ 移転給付金(修習に伴い住所・居所を移転する必要が認められる場合)

※ [基本給付金：月額13.5万円，住居給付金：月額3.5万円
移転給付金：旅費法の移転料基準に準拠して支給] を予定

なお、現行の貸与制については、貸与額を見直した上で上記制度と併存させる。

2 懲戒に関する規定の整備(第68条関係)

最高裁判所は、司法修習生に品位を辱める行状その他の司法修習生たるに適しない非行に当たる事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、罷免以外に修習の停止又は戒告の処分をすることができるものとする。

施行期日

平成29年11月1日